

福 島 県 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 抄 録

1 開催日時	令和8年3月23日(月)午後1時30分から
2 開催場所	教育委員室(県庁西庁舎5階)
3 出席者	鈴木竜次教育長、1番 平塚康晴委員、2番 吉津健三委員、3番 高橋理里子委員、 4番 横田純子委員、5番 午來勝頭委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開会	午後1時30分、教育長から3月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	教育長から、横田委員と午來委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記録係の指名	教育長から、猪俣副主査が記録係に指名された。
(5) 教育次長提出理由説明	<p>教育長から教育次長に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>教育次長から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>(説明概要)</p> <p>議案第1号については、福島県指定文化財を指定するもの。</p> <p>議案第2号については、福島県立図書館利用規則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第3号については、福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第4号については、福島県立高等学校学則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第5号については、福島県立中学校学則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第6号については、福島県立特別支援学校学則の一部を改正するもの。</p>

(6) 会議（一部）非公開

議案第7号については、福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正するもの。  
議案第8号については、福島県教育委員会聴聞規則の一部を改正するもの。  
議案第9号については、令和8年度学びの変革推進プランを策定するもの。  
議案第10号から議案第13号については、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行うもの。  
議案第14号については、教育庁の課室長以上、教育事務所長及び教育機関の長の人事について諮るもの。  
議案第15号については、市町村公立学校長の人事について諮るもの。  
議案第16号については、県立学校長の人事について諮るもの。  
議案第17号については、令和7年度教育・文化関係表彰の被表彰者を決定するもの。  
議案第18号については、教科用図書選定審議会委員を任命するもの。  
議案第19号については、教職員免許法の規定に基づき、教職員免許状の取上げを行うもの。  
報告第1号については、教育庁及び教育機関の職員の人事について報告するもの。  
報告第2号については、市町村公立学校教職員の人事について報告するもの。  
報告第3号については、県立学校教職員の人事について報告するもの。  
報告第4号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。  
教育長から、本日の審議事項のうち、議案第10号から議案第19号、報告第1号から報告第4号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。

<p>(7) 議 案 審 議 議 案 第 1 号</p>	<p>福島県指定文化財の指定について（議案第1号）、文化財課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>横 田 委 員：新規指定の重要文化財の観音菩薩坐像は、法用寺の観音菩薩と同じ年代か。 文化財課長：どちらも同じ年代だが、如法寺の観音菩薩の方が作成年代が古い。</p> <p>横 田 委 員：重要有形民俗文化財の農耕絵馬は損傷が見られるが、修復は行われるのか。 文化財課長：今後、所有者等と調整の上、修復してまいりたいと考えている。</p>
<p>議 案 第 2 号</p>	<p>福島県立図書館利用規則の一部を改正する規則について（議案第2号）、社会教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 3 号</p>	<p>福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について（議案第3号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 4 号</p>	<p>福島県立高等学校学則の一部を改正する規則について（議案第4号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 5 号</p>	<p>福島県立中学校学則の一部を改正する規則について（議案第5号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 6 号</p>	<p>福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則について（議案第6号）、特別支援教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 7 号</p>	<p>福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について（議案第7号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>

<p>議 案 第 8 号</p>	<p>福島県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則について（議案第8号）、教育総務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 9 号</p>	<p>令和8年度学びの変革推進プランについて（議案第9号）、教育総務課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>(8) 前回会議録の承認</p>	<p>午 来 委 員：本プランはこれまでも目にしていたが、資料の体裁がとても見やすくなっている。  根拠となる数値については新しいものであったり、適切なものを掲載している。引き続きお願いしたい。  これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p>
<p>議 案 第 1 0 号</p>	<p>教育長が、臨時会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p>
<p>(9) 議 案 審 議</p>	<p>福島県市町村公立学校事務職員の懲戒処分について（議案第10号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
	<p>平 塚 委 員：横領の金額が多額であること、事案発覚までに時間が経過していることが疑問であるが、当該職員はこれまでの勤務校における同様の行為はなかったのか。</p>
	<p>義務教育課長：当該職員は臨時的任用職員であり、本県での勤務は現任校が2校目で、前所属での同様事案は確認されていない。</p>
	<p>平 塚 委 員：当該職員が勤務する学校の校長・教頭は新任者か。  義務教育課長：校長は2校目、教頭は1校目である。口座の引き落としについては通帳と校長印を</p>

別々に管理することになっているが、当該職員が金庫の鍵の所在を把握してしまったため、校長・教頭不在時に無断で金庫を開け、不正に現金を引き出したもの。通常は学期末ごとに内部監査が行われるが、2学期末の監査は書類の整理が完了していなかったことから未実施であった。

高橋委員：以前も印鑑を不正に使用した事案があった。民間企業では代表印の管理は徹底されている。不正が起きうる状況を作っていることを課題として捉え、真剣に考える必要がある。ルールを守って運用することを徹底すべき。印鑑の取扱いなど、学校共通のルールとしてこういった項目が必要なのか、ルールが定められている意義を各所属と共有することが大事。学校現場が多忙な中、業務を簡略化する必要性については理解するものの、改めてルールの運用を徹底してもらいたい。

午来委員：金庫の鍵は、校長・教頭が管理しているもの以外にないか。

義務教育課長：おそらく校長・教頭が管理する鍵の2つだけかと思われる。今回は教頭が管理していた鍵を無断使用したものの。

吉津委員：横領はある人に物を預けた側にもその人を信用しすぎたという意味で窃盗よりも罪が軽いという考え方もある。管理監督者は、本件のような不祥事はどこでも起こり得るという前提に立って、管理監督をすることが重要と考える。

教育長から議案第20号の追加提出について提案がなされ、全員に異議なく認められた。

退職手当の支給制限について（議案第20号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

議案第20号

議案第11号	<p>福島県市町村公立学校長の懲戒処分について（議案第11号）、職員課長から懲戒処分案に関する説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
議案第12号	<p>福島県市町村公立学校教頭の懲戒処分について（議案第12号）、職員課長から懲戒処分案に関する説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
議案第13号	<p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第13号）、高校教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>横田委員：営利企業への従事について、許可される場合の条件等を尋ねたい。</p> <p>職員課長：地方公務員法の規定により、任命権者の許可を得ずに企業の役員に就任するなどの行為が禁止されている中で、一定規模の農業や不動産賃貸、教職員であれば検定業務など、条件を満たした際に認められる場合がある。</p> <p>高橋委員：当該教員が教材研究や授業準備の時間が全く取れていないことにより、この教員の授業を受けていた子どもたちの不利益を考えてもらいたい。学校側が授業担当を変えるなどしているにもかかわらず、当該教員への面談が行われていたのかが疑問に思う。授業準備ができなかった理由や教材研究に工夫ができない原因があれば、周囲がサポートする体制を整えるべき。指導力に欠ける教員がいた場合、個人の能力の問題にするのではなく、原因に踏み込んだ上で面談やサポート体制を設けるといった考えが重要である。</p> <p>午来委員：校長への事案の報告はどのようになされたのか尋ねたい。</p>

<p>議案第14号 議案第15号 議案第16号</p>	<p>高校教育課長：当該教員の元同僚の目撃情報により、校長へと情報提供されたもの。教科指導力が不足する部分があるが、当該教員は昨年度まで実習助手であり、教諭として指導するのは今年度が初めてであった。学校は当該教員の専門性に課題があることを把握し、教頭が窓口になって校内で様々な工夫がなされたことがうかがえる。学校としては生徒へ授業をしっかりと提供しなければならぬという目の前の課題に注力したと思われる。</p> <p>横田委員：議案第10号の事案についても私生活に悩みを抱えていることが不祥事に至った要因かと思われる。学校内で相談できるような場があれば。</p> <p>吉津委員：教職員向けの悩みを相談できる窓口は設けていなかったか。</p> <p>職員課長：業務内外を問わず電話での相談窓口があり、教職員に対して周知している。</p> <p>平塚委員：先日の教職員表彰式の懇談で同席した講師は、時間的な制約があることから正規教員を望まないという考えを話していた。様々な考えを持つ教職員を管理する側の校長の気苦労も相当なものがあるかと思う。</p> <p>午後2時45分、教育長から暫時休議が告げられた。</p> <p>午後2時47分、教育長から委員会の再開が告げられた。</p> <p>令和8年度教育庁職員（課室長以上・教育事務所長）及び教育機関の長の人事について（議案第14号）、令和8年度市町村公立学校長の人事について（議案第15号）及び令和8年度県立学校長の人事について（議案第16号）、職員課長、義務教育課長、高校教育課長及び特別支援教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
-------------------------------------	---

議案第17号	令和7年度教育・文化関係表彰について（議案第17号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第18号	教科用図書選定審議会委員の任命について（議案第18号）、義務教育課長から説明があった後、原案を修正の上、可決された。 平塚委員：福島県PTA連合会会長については、現在は相田知津子氏が会長を務めており、出川正人氏が副会長を務めているため、確認願いたい。 義務教育課長：大変失礼した。御指摘を踏まえ、資料の訂正をさせていただきたい。
議案第19号	教育職員免許状の取上げについて（議案第19号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
(10) 報告審議	
報告第1号	令和8年度教育庁及び教育機関の職員の人事について（報告第1号）、令和8年度市町村公立学校教職員の人事について（報告第2号）及び令和8年度県立学校教職員の人事について（報告第3号）、職員課長、義務教育課長、高校教育課長及び特別支援教育課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。
報告第2号	
報告第3号	
報告第4号	訓告処分等について（報告第4号）、職員課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく了承された。 高橋委員：No6の事案について詳細を尋ねたい。当該生徒への危険を避けるため、抱え上げる行為に及んだのか。 特別支援教育課長：当該教員は高校籍の教員で、今年度から人事交流で当該校に配属となった。バスケットボールの強烈なディフェンスを体感させるための行為と述べている。

<p>(11) 次 回 の 日 程</p> <p>(12) 閉 会</p>	<p>高 橋 委 員：熱い思いがある教員かと思うが、特別支援学校の生徒は一般の生徒とは異なる配慮が必要であることを念頭においた指導が求められるため、その点を丁寧に説明し、今後の指導の改善につなげてもらいたい。</p> <p>横 田 委 員：N o 8 の事案について、被害者は現在出勤しているのか。</p> <p>職 員 課 長：現在は出勤している。</p> <p>横 田 委 員：被害者は初期段階で被害を訴えており、また、適切に両者から聞き取りを行ったことにより深刻化を防ぐことができたものと思う。このように初期段階から相談するような働き掛けを引き続きお願いしたい。</p> <p>次回の定例会について、教育総務課長から令和8年4月17日（金）の午後とし、開始時間については今後調整する案が提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p> <p>午後3時19分、教育長から閉会が告げられた。</p>
---------------------------------------	--